

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第六号

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（人事異動連記通知書） 第四条 組織若しくは職の名称の変更又は定期昇給等に伴い、一時に多数の職員について同種の異動を行う場合においては、別記様式第二号による人事異動連記通知書をもつて職員ごとに作成すべき通知書に代えることができる。この場合においては、その回覧又は公示その他の適当な方法をもつて当該職員に対する通知書の交付に代えるものとする。</p>	<p>（人事異動連記通知書） 第四条 組織若しくは職の名称の変更又は定期昇給等に伴い、一時に多数の職員について同種の異動を行う場合においては、別記様式第二号による人事異動連記通知書をもつて職員ごとに作成すべき通知書に代えることができる。この場合においては、その回覧又は公示をもつて当該職員に対する通知書の交付に代えるものとする。</p>

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。